

(写)

長門市告示第 140 号

令和 8 年第 2 回長門市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 7 月 14 日

長門市長 江 原 達 也

1 日時 令和 8 年 7 月 21 日 午前 9 時 30 分

2 場所 長門市議会議事堂

3 付議事件

議長辞職の件

議案

第 1 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 号 長門市監査委員の選任について

令和 8 年第 2 回

長門市議会臨時会

議 案

目 次

議案

第 1 号 長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 2 号 長門市監査委員の選任について

議案第 1 号

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 7 月 21 日提出

長門市長 江 原 達 也

長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
長門市長等の給与に関する条例（平成 17 年長門市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
附 則 1～17 （略） <u>18 第 3 条の規定にかかわらず、市長の令和 8 年 8 月分及び同年 9 月分の給料月額については、同条に定める給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を控除した額とし、副市長の令和 8 年 8 月分及び同年 9 月分の給料月額については、同条に定める給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を控除した額とする。</u>	附 則 1～17 （略） (新設)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

長門市監査委員の選任について

市議会議員のうちから選任する長門市監査委員を下記の者とするについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意
を求める。

令和 8 年 7 月 21 日提出

長門市長 江 原 達 也

記

- 1 住所 [REDACTED]
- 2 氏名 江原 健二
- 3 生年月日 [REDACTED]